

○登別市消防表彰条例施行規則

昭和27年12月2日  
規則第4号

第1条 この規則は、登別市消防表彰条例（昭和31年10月1日登別市条例第37号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 表彰を受けるものがある場合は、条例第9条により消防団長は別紙第1号様式から第3号様式による該当の申請書に第4号様式の調書を添えて市長に申請しなければならない。

第3条 条例第10条に基づく竿頭綬、記章の形状は、別記の通りとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年10月1日から適用する。

第1号様式

団 体 功 労 表 彰 申 請 書

住 所

団 体 名

責任者氏名

事 業 名

上記は、功労願著につき登別市消防表彰条例第3条第1項第 号により表彰  
願いたく申請致します。

年 月 日

登別市消防団長 氏 名

登別市長 様

第2号様式

功 勞 表 彰 申 請 書

住 所  
氏 名

生 年 月 日

- 1 職 業
- 2 所属分団名
- 3 職 名
- 4 拝命年月日

上記の者は、功勞顕著につき登別市消防表彰条例第3条第1項第 号により  
表彰願いたく申請致します。

年 月 日

登別市消防団長



登別市長 様

第3号様式

勤続表彰申請書

所 属	任 用 年月日	勤 続 年 数	職 名	氏 名	生 年 月 日	摘 要
						中間退職者はその 始終年月日を記 入 の 事

上記は、登別市消防表彰条例第3条第1項第6号により表彰願いたく申請  
致します。

年 月 日

登別市消防団長



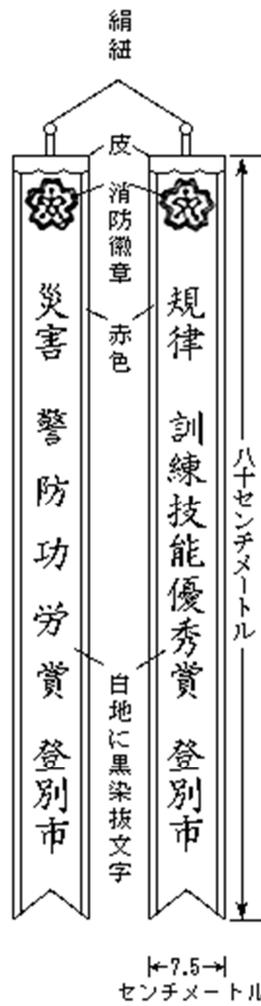
登別市長 様

第4号様式

功 績 調 書

所 属 又 は 団 体 名		氏 名 又 は 団 体 名	
平素に於ける規 律教訓練及火災 予防その他参考 となるべき事項			
功 績 の 事 実			
意 見			

別記 1 竿頭綬



2 功労章



台地	洋銀	七宝焼
文字	金色	

3 功績章



裏 面



4 精勤章



5 記念章



条例第3条第1項第2、3、4号

表 彰 状

登別市消防団

職 氏 名様

貴下は多年消防の職に精励し終始一貫克く郷土の防災に貢献し常に規律厳正にして技能熟達し其の改善発展に寄与せる功績は誠に顕著なり仍て茲に功績章を授与し之を表彰する。

年 月 日

登別市長 氏 名印

条例第3条第1項第5号

表 彰 状

登別市消防団 分団

職 氏 名様

貴下は登別市消防団員として 年以上勤続し常に規律を遵守すると共に率先消防職務に尽瘁し、其の成績誠に優秀にして他の模範とす仍て茲に精勤章を授与し之を表彰する。

年 月 日

登別市長 氏 名印

条例第3条第1項第6号

感 謝 状

元登別市消防団 分団

氏 名様

貴下は多年消防業務に尽瘁され常に郷土防災に貢献せる功績は誠に大きく今般退職されるに当り其の労を多とし茲に記章を授与し深甚なる感謝の意を表します。

年 月 日

登別市長 氏 名印